

ダメなんです。

もらえないんです、 その気持ち。



◆今年度の標語の作者は、警察庁中部管区警察局の大和 康朗さんです。

国家公務員倫理啓発活動

国家公務員と関わりのある**事業者**の皆さまへ
～倫理の保持に御協力ください～



国家公務員倫理審査会
公式マスコット

利害関係のある事業者の
皆さまとの間で主に次の
行為が**禁止**されています。

- ◆金銭や物品の**贈与**
- ◆酒食等のもてなし(**接待**)
- ◆車での送迎など、
無償のサービス提供
をすることなど

そのほか
詳細は
こちら!



〈事業者向けページ〉

公務員倫理ホットライン(相談・通報窓口)

郵送による通報・相談も受け付けています。

rinrimail@jinji.go.jp

公務員倫理ホットライン

検索

国家公務員
倫理審査会
(令和4年12月)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

企業の皆様へ ～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、御注意ください。

禁止行為

企業と「**利害関係**」（契約関係、許認可の申請や立入検査を受けるなど事業の所管関係等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法令違反に問われます。

- 金銭、物品等（祝儀、香典など含む。）の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること（国家公務員が割り勘により「自己の費用」を適正に負担している場合、飲食は可能）

※ 利害関係がない場合でも、倫理法・倫理規程違反に問われることがあります。

※ 具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は国家公務員倫理審査会にお問い合わせください。

～公務員倫理ホットライン～

国家公務員倫理法令に違反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【メール】 rinrimail@jinji.go.jp

（郵送による通報も受け付けております。
詳細はWEBサイト参照。）

【WEB】 公務員倫理ホットライン

検索



※ 匿名による通報も受け付けています

※ 通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています



当審査会ホームページに、**企業の皆様向け**の各種資料・教材を御用意しておりますので、是非御活用ください。

国家公務員倫理審査会

<https://www.jinji.go.jp/rinri/kokumin/main.html>



～違反事例の御紹介～

ケース1

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員と接する際、手土産として菓子折を渡した。

- ➡ 菓子折を受け取った場合、国家公務員は**倫理法令違反**に。
※ただし、例えば社名入りのカレンダーなど、**広く一般に**配布されている**記念品・宣伝用物品**を受け取ることは認められています。



ケース2

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員との懇親会において、割り勘以上の金額を支払った。

- ➡ 国家公務員が**自己の費用**を割り勘で負担していれば問題ありませんが、**企業（利害関係者）側の負担が多ければ**差額分の供応接待を受けたものとして国家公務員は**倫理法令違反**に。

※当初の予定よりも会計の額が高かった場合などに、よかれと思って国家公務員の負担額を**安くすることが**、かえって**違反**につながります。



ケース3

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員が視察で訪問した際、車を用意し視察先へ案内した。

- ➡ 国家公務員が**職務**で訪問した際に、**交通事情等からみて相当と認められる範囲（※）**で、利害関係者が**日常的に利用している車（社用車等）**を利用することは可能。しかし、このような事情がない場合、国家公務員は**倫理法令違反**に。

※ 用務地までの公共交通機関が限られているなど



まずは国家公務員側の倫理保持が重要ですが、皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いいたします

国家公務員倫理審査会 <https://www.jinji.go.jp/rinri/>

お問合せ：国家公務員倫理審査会事務局 03-3581-5311（代表） 〒100-8913東京都千代田区霞が関1-2-3

〔令和4年〕

【国からのお知らせ】企業の皆様へ～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請や立入検査を受けるなど事業の所管関係等)のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

- ・金銭、物品等(祝儀、香典などを含む。)の贈与をすること
- ・車による送迎など無償のサービスを提供すること
- ・供応接待をすること(国家公務員が割り勘により「自己の費用」を適正に負担している場合、飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

国家公務員倫理審査会ホームページに、企業の皆様向けの各種資料・教材を御用意しておりますので、詳細は、こちらで御確認ください。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/kokumin/main.html>

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【メール】 rinrimail@jinji.go.jp (郵送による通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。)

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話(代表):03-3581-5311